

手数料に関する規則の一部改正について

1. 手数料に関する規則(平成16年5月6日通知)

(下線部分変更)

| 新 | 旧 |
|---|---|
| (決済銀行指定・変更手数料) 第9条 DVP参加者(業務方法書第11条第3項の規定によりDVP参加者とみなされる資格取得申請者を除く。以下本条及び第11条において同じ。)は、決済銀行指定・変更手数料を当社に納入しなければならない。 2 (略) | (決済銀行指定・変更手数料) 第9条 DVP参加者は、決済銀行指定・変更手数料を当社に納入しなければならない。 2 (略) |

2. 附 則

この改正規定は、平成19年9月30日から施行する。

以 上